

松戸市 電子契約Q & A（事業者向け）

（最終更新：R7.10.30）

No	分類	質問	回答
1	利用（運用）開始関係	電子契約の導入開始はいつからですか？	令和7年11月以降に発注する工事から電子契約を導入開始します。 なお、電子契約の対象となる案件については、公告文等においてその旨を明示します。 当該案件について電子契約を希望する場合には、「電子契約利用申出書」（市指定様式）を入札参加資格審査申請書兼誓約書などと併せてご提出下さい。
2	利用（運用）開始関係	工事以外の案件（設計委託、業務委託など）は電子契約の対象とはならないのですか？	令和8年度以降、工事以外の業務にも電子契約の範囲を拡大していく予定です。 詳細が決まり次第、松戸市HPでお知らせ致します。
3	利用（運用）開始関係	電子契約システムを利用するために、費用はかかりますか？	受注者様の費用負担はありません。 また、受注者様において電子契約システムへの利用登録も必要なく、インターネットに接続できる環境が整っていて、電子メールを送受信できれば電子契約システムの利用が可能です。
4	利用（運用）開始関係	従来どおり、紙（書面）による契約も可能ですか？	電子契約の利用は義務ではないため、従来どおり紙（書面）による契約も選択可能です。 また、電子契約の利用の有無によって入札への参加資格などが制限されることは無く、電子契約を利用する事業者が優先されることもありません。 ただし、電子契約にはペーパーレス化・契約業務の効率化・印紙税をはじめとした費用削減等のメリットがあるため、積極的な活用を推奨します。
5	電子契約利用申出書 関係	「電子契約利用申出書」は、入札に参加する案件ごとに提出する必要がありますか？	入札参加する案件毎にご提出いただきます。 なお、案件ごとに別のメールアドレスを設定して頂くことも可能です。
6	電子契約利用申出書 関係	「電子契約利用申出書」を入札参加申請時に提出し忘れてしまいました。後から提出することで、電子契約の利用をすることは可能ですか？	落札者の決定前であれば、後から電子契約利用申出書を提出いただくことで電子契約の利用は可能です。 ただし、その場合には必ず電子契約利用申出書提出前に契約課へご連絡下さい。
7	電子契約利用申出書 関係	「電子契約利用申出書」に記載するメールアドレスはいくつ必要ですか？	契約責任者（契約締結権限者）として、最低1つのメールアドレスが必要です。 契約責任者の承認前に事務担当者が承認処理を行うことを希望する場合は、事務担当者用のメールアドレスを加えて記載することも可能です。
8	電子契約利用申出書 関係	「電子契約利用申出書」に複数のアドレスを記載した場合、事務担当者が承認→契約責任者が承認という形で電子契約システムを操作することになるのでしょうか？	お見込みのとおりです。 まず、事務担当者宛にシステムから確認依頼メールが届き、承認が完了すると、次に契約責任者に確認依頼メールが通知されます。

松戸市 電子契約Q & A（事業者向け）

（最終更新：R7.10.30）

No	分類	質問	回答
9	電子契約利用申出書 関係	事務担当者を2名以上記載した場合、全員の承認が必要になりますか？	お見込みのとおりです。「電子契約利用申出書」に記載した全員の承認が必要です。
10	電子契約利用申出書 関係	契約責任者と事務担当で、同一のメールアドレスを使用することができますか？	同一のメールアドレスを使用することはできません。別々のメールアドレスを設定するか、契約責任者による承認のみとする等の御対応をお願いします。
11	電子契約利用申出書 関係	メールアドレスは社内の共有アドレスでもよいですか？	設定いただくメールアドレスは共有のアドレスでも構いませんが、権限のない者が契約責任者（契約締結権限者）として承認を行うことのないようご注意ください。
12	電子契約利用申出書 関係	契約責任者は、入札参加資格登録で提出した者（委任があれば受任者）とするべきでしょうか？	必ずしも一致させる必要はありませんので、社内規程等に則り、当該契約締結に係る決裁権を有している方をご記入ください。
13	契約締結手続き 関係	契約書確認依頼メールの送信元アドレスを教えてください。（どのアドレスからメールが届きますか？）	契約書確認依頼メールの送信元アドレスは、support@cloudsign.jpとなります。
14	契約締結手続き 関係	電子契約システム上、受注者側で契約責任者や事務担当者のメールアドレスを変更することはできますか？	受注者側で変更することはできません。 「電子契約利用申出書」に記載したアドレスを変更したい場合には、速やかに契約課へ御連絡をお願いします。
15	契約締結手続き 関係	契約書の表紙（鑑）に記載する会社名等は受注者側が電子契約システム上で入力するのでしょうか？	入力の必要はありません。 松戸市側で、受注者様の会社名等を含め必要な情報は全て記載した契約書を作成し、電子契約システムへアップロードします。受注者様は、その契約書の内容に誤りがないかをご確認頂く形になります。
16	契約締結手続き 関係	契約書の内容誤りに気付いた場合には、どのように処理すればよいですか？	契約書の内容に問題があり、同意できない場合は、システム上で「同意せずに却下する」の処理を行っていただくこととなります。却下理由を入力していただくことで、その内容が松戸市の担当者へ電子メールにより伝達され、内容を修正のうえ、改めて手続を行います。

松戸市 電子契約Q & A（事業者向け）

（最終更新：R7.10.30）

No	分類	質問	回答
17	契約締結手続き 関係	契約書以外の書類（仕様書、図面、リサイクル法第13条に定める書面等）について、電子契約での取扱いはどうなりますか？	契約書と一体となる書類については、契約書一式として松戸市が電子契約システムにアップロードします。 よって、リサイクル法第13条に定める書面など、受注者様において内容記載が必要なものについては、記載済みの文書（データ）を松戸市へ事前にメール等でご提供ください。
18	契約締結手続き 関係	電子契約での契約締結日はいつになりますか？	電子契約書の表紙（鑑）に記載されている日付が契約締結日となります。
19	契約締結手続き 関係	電子契約書記載の契約日と、実際に当事者全員が承認した日（タイムスタンプ刻印日）が異なる場合の取扱いはどうなりますか？	契約書に、下記のような条項が記載された特約書を添付して運用します。（松戸市電子契約実施要領第11条） 「本契約の効力は電子契約書に施されたタイムスタンプの日付に関わらず契約締結日から生じるものとする。」
20	契約締結手続き 関係	電子契約書には、印影(署名画像)は表示されますか？	電子契約書には、印影（署名画像）はつきません。 市と交わした電子契約書データに印影はありませんが、「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」が付与されており、これにより契約締結の証拠力や安全性が認められます。
21	契約締結手続き 関係	電子署名情報とタイムスタンプ情報を確認したい場合は、どうすればよいですか？	Adobe Acrobat Readerにおいて確認することができます。 →（参考） 「Adobe Acrobat Readerで電子署名とタイムスタンプを確認する」 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2684919
22	契約締結手続き 関係	電子契約の場合、現場代理人及び主任技術者選任届出書、工程表等の付属書類についてはどのように提出すればよいですか？	下記の取り扱いとします。 ・工事着手届（フレックス工期対象工事の場合のみ） ・現場代理人及び主任技術者選任届出書 ・工事工程表 ・内訳書 →「電子契約利用申出書」に記載したメールアドレス（契約責任者・事務担当者どちらでも可）から、松戸市が指定したメールアドレス宛にメール添付でご提出下さい（押印不要）。 ※工事着手届については、フレックス工期対象工事以外の案件については提出不要です。 ※現場代理人及び主任技術者選任届出書は、契約締結日までにご提出下さい。 ※工事工程表、内訳書については、契約締結後7日以内にご提出下さい。 ・契約保証（履行保証）証券、約款 → 原本を契約締結日までに郵送または持参にてご提出下さい。 ※契約保証金を現金納付する場合の取り扱いについては、「契約の保証に関する指示書」に従ってください。

松戸市 電子契約Q & A（事業者向け）

（最終更新：R7.10.30）

No	分類	質問	回答
23	契約締結手続き 関係	電子契約締結後に契約書の内容に誤りがあったことに気が付いた場合には、修正は可能ですか？	電子署名が付与された締結済の電子契約書は改変することができません。対応については契約課にお問い合わせください。
24	契約締結手続き 関係	電子契約締結にあたって、収入印紙は不要ですか？ また、電子契約した電子契約書を印刷した場合、印紙税は課税されるのでしょうか？	印紙税が課税されるのは、原則として課税文書の原本のみになります。 電子契約の場合、電子署名が付された電子ファイルが原本 となりますので、収入印紙は不要です。また、電子契約書を印刷した書面は写しとなりますので、印紙税は課税されません。ただし、電子契約書を印刷した書面に、相手方の署名・押印・原本証明のいずれかが付されている場合は、印紙税の課税対象となりますので注意してください。
25	保存・保管関係	電子帳簿保存法に対応していることの必須条件はどのようなものですか？	電子帳簿保存法で定められている保存方法への対応要件は以下のとおりです。 ・真実性の確保 ・関係書類の備付 ・見読可能性の確保 ・検索機能の確保 上記を満たすためのご対応について、ご検討ください。 →（参考） 「クラウドサイン受信時の書類の保存に関して（電子帳簿保存法改正への対応）」 (https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348)
26	保存・保管関係	締結済みの電子契約書（PDFデータ）の管理はどのようにしたらよいですか？	電子署名が施された電子契約書（PDFデータ）であればどこで保管いただいても契約書の有効性という点においては問題ありません。なお管理方法については、各事業者においてご検討下さい。
27	保存・保管関係	契約書と仕様書等のファイルが分かれている場合、保管の必要があるのは契約書のファイルだけですか？	契約書と一体になっている書類につきましては、紙と同様に一緒に保管していただく必要があります。 なお、電子契約システムにおいては、契約書のデータが複数のファイルに分かれている場合でも一体の契約書として取扱い、まとめて電子署名を付与します。
28	その他	電子契約書の電子署名には有効期間がありますか？	契約書には電子署名とタイムスタンプが付与されますが、その有効期間は10年間とされています。
29	その他	電子契約システムの操作方法についてどこに問い合わせたらよいですか？	電子契約システムの機能や操作方法については、クラウドサインのヘルプセンター・チャットサポートを御活用ください。 →「クラウドサイン ヘルプセンター」 (https://help.cloudsign.jp/ja/)

松戸市 電子契約Q & A（事業者向け）

（最終更新：R7.10.30）

No	分類	質問	回答
30	その他	制限付き一般競争入札等に参加する際、過去の契約実績を証明するために契約当事者双方が押印をした契約書面の写しを提出する場合があります。電子契約書には双方の押印がありませんが、契約締結を証明するにはどうしたらよいですか？	各発注者に対し、契約締結事実を証明するために必要な書類をご確認下さい。 なお、松戸市契約課が発注する競争入札案件においては、以下のいずれかの方法であれば契約締結事実を証明するものとして取り扱います。 （１）電子契約書の表紙、および合意締結証明書（※）を提出 （２）電子契約書の表紙、およびAdobe Acrobat Readerの署名パネル画面の写しを提出 ※合意締結証明書を取得するためには、クラウドサインにアカウント登録をする必要があります。
31	その他	受注者側から松戸市に別の電子契約システム（クラウドサイン以外のシステム）で電子契約締結の依頼した場合、対応して頂けますか？	対応いたしません。